

令和 3 年度

給与費明細書内訳総括説明

(資料)

総務部

給 与 費 明 細 書

(全会計分)

(単位：千円)

区 分	一 般 職 員 ( 会 計 年 度 任 用 職 員 及 び 議 員 ・ 委 員 等 特 別 職 除 く , 常 勤 の 特 別 職 含 む )																		
	職員数	給 料	職員手当	職 員 手 当 の 内 訳												共済費	計		
初任給調整				扶 養	地 域	時間外勤務	期 末 勤 勉	管理職	特 殊 勤 務	通 勤	宿日直	退 職	住 居	寒冷地	単身赴任				
一 般 会 計	本年度	(225)	(421,272)	(258,111)			(54,765)	(21,306)	(149,321)		(419)	(16,298)		(16,002)			(74,331)	(753,714)	
		特別職5人 2,608	10,153,150	10,036,503	11,110	335,698	1,434,331	907,474	4,830,161	548,052	50,460	201,137		1,295,904	422,176			3,999,756	24,189,409
	2,833	10,574,422	10,294,614	11,110	335,698	1,489,096	928,780	4,979,482	548,052	50,879	217,435		1,311,906	422,176			4,074,087	24,943,123	
	前年度	(241)	(443,194)	(271,161)			(57,615)	(25,679)	(152,088)		(523)	(17,006)		(18,250)			(78,164)	(792,519)	
		特別職5人 2,580	10,055,683	10,642,181	10,333	341,175	1,422,667	954,187	4,835,622	554,160	39,244	208,587		1,853,763	421,936	51	456	3,958,145	24,656,009
2,821	10,498,877	10,913,342	10,333	341,175	1,480,282	979,866	4,987,710	554,160	39,767	225,593		1,872,013	421,936	51	456	4,036,309	25,448,528		
比 較	(△16)	(△21,922)	(△13,050)			(△2,850)	(△4,373)	(△2,767)		(△104)	(△708)		(△2,248)			(△3,833)	(△38,805)		
	28	97,467	△ 605,678	777	△ 5,477	11,664	△ 46,713	△ 5,461	△ 6,108	11,216	△ 7,450		△ 557,859	240	△ 51	△ 456	41,611	△ 466,600	
12	75,545	△ 618,728	777	△ 5,477	8,814	△ 51,086	△ 8,228	△ 6,108	11,112	△ 8,158		△ 560,107	240	△ 51	△ 456	37,778	△ 505,405		
特 別 会 計	本年度	(7)	(12,455)	(5,781)			(1,619)	(630)	(3,032)		(127)	(373)					(962)	(19,198)	
		1,079	4,122,851	4,896,562	557,366	106,559	610,125	674,870	1,837,547	172,204	361,191	78,261	57,266	261,477	179,696			1,519,425	10,538,838
	1,086	4,135,306	4,902,343	557,366	106,559	611,744	675,500	1,840,579	172,204	361,318	78,634	57,266	261,477	179,696			1,520,387	10,558,036	
	前年度	(7)	(12,459)	(5,775)			(1,620)	(759)	(3,013)		(6)	(377)						(967)	(19,201)
		1,087	4,216,449	5,003,017	556,402	101,290	612,656	765,665	1,822,603	171,190	262,425	75,021	59,368	399,219	177,178			1,477,899	10,697,365
1,094	4,228,908	5,008,792	556,402	101,290	614,276	766,424	1,825,616	171,190	262,431	75,398	59,368	399,219	177,178			1,478,866	10,716,566		
比 較	(0)	(△4)	(6)			(△1)	(△129)	(19)		(121)	(△4)						(△5)	(△3)	
	△ 8	△ 93,598	△ 106,455	964	5,269	△ 2,531	△ 90,795	14,944	1,014	98,766	3,240	△ 2,102	△ 137,742	2,518			41,526	△ 158,527	
△ 8	△ 93,602	△ 106,449	964	5,269	△ 2,532	△ 90,924	14,963	1,014	98,887	3,236	△ 2,102	△ 137,742	2,518			41,521	△ 158,530		
総 計	本年度	(232)	(433,727)	(263,892)			(56,384)	(21,936)	(152,353)		(546)	(16,671)		(16,002)			(75,293)	(772,912)	
		特別職5人 3,687	14,276,001	14,933,065	568,476	442,257	2,044,456	1,582,344	6,667,708	720,256	411,651	279,398	57,266	1,557,381	601,872			5,519,181	34,728,247
	3,919	14,709,728	15,196,957	568,476	442,257	2,100,840	1,604,280	6,820,061	720,256	412,197	296,069	57,266	1,573,383	601,872			5,594,474	35,501,159	
	前年度	(248)	(455,653)	(276,936)			(59,235)	(26,438)	(155,101)		(529)	(17,383)		(18,250)			(79,131)	(811,720)	
		特別職5人 3,667	14,272,132	15,645,198	566,735	442,465	2,035,323	1,719,852	6,658,225	725,350	301,669	283,608	59,368	2,252,982	599,114	51	456	5,436,044	35,353,374
3,915	14,727,785	15,922,134	566,735	442,465	2,094,558	1,746,290	6,813,326	725,350	302,198	300,991	59,368	2,271,232	599,114	51	456	5,515,175	36,165,094		
比 較	(△16)	(△21,926)	(△13,044)			(△2,851)	(△4,502)	(△2,748)		(17)	(△712)		(△2,248)			(△3,838)	(△38,808)		
	20	3,869	△ 712,133	1,741	△ 208	9,133	△ 137,508	9,483	△ 5,094	109,982	△ 4,210	△ 2,102	△ 695,601	2,758	△ 51	△ 456	83,137	△ 625,127	
4	△ 18,057	△ 725,177	1,741	△ 208	6,282	△ 142,010	6,735	△ 5,094	109,999	△ 4,922	△ 2,102	△ 697,849	2,758	△ 51	△ 456	79,299	△ 663,935		

(単位：千円)

区 分	会 計 年 度 任 用 職 員						議 員 ・ 委 員 等 特 別 職			合 計	
	職員数	報 酬	給 料	職員手当	共済費	計	報 酬	手当等	計		
一 般 会 計	本年度	(1,513)	(2,351,205)		(481,537)	(414,173)	(3,246,915)				(4,000,629)
		1,513	2,351,205		481,537	414,173	3,246,915	634,688	183,852	818,540	25,007,949
	前年度	(1,451)	(2,242,964)		(437,961)	(338,715)	(3,019,640)				(3,812,159)
		1,451	2,242,964		437,961	338,715	3,019,640	826,069	188,284	1,014,353	25,670,362
	比 較	(62)	(108,241)		(43,576)	(75,458)	(227,275)				(188,470)
62		108,241		43,576	75,458	227,275	△ 191,381	△ 4,432	△ 195,813	△ 662,413	
△ 191,381	△ 4,432	△ 195,813	△ 473,943								
特 別 会 計	本年度	(427)	(991,565)		(154,679)	(166,859)	(1,313,103)				(1,332,301)
		35		115,320	133,772	39,713	288,805	56,482		56,482	10,884,125
	462	991,565	115,320	288,451	206,572	1,601,908	56,482		56,482	12,216,426	
	前年度	(431)	(975,883)		(188,366)	(169,329)	(1,333,578)				(1,352,779)
		35		113,388	136,817	37,186	287,391	54,844		54,844	11,039,600
466	975,883	113,388	325,183	206,515	1,620,969	54,844		54,844	12,392,379		
比 較	(△4)	(15,682)		(△33,687)	(△2,470)	(△20,475)				(△20,478)	
	0		1,932	△ 3,045	2,527	1,414	1,638		1,638	△ 155,475	
△ 4	15,682	1,932	△ 36,732	57	△ 19,061	1,638		1,638	△ 175,953		
総 計	本年度	(1,940)	(3,342,770)		(636,216)	(581,032)	(4,560,018)				(5,332,930)
		35		115,320	133,772	39,713	288,805	691,170	183,852	875,022	35,892,074
	1,975	3,342,770	115,320	769,988	620,745	4,848,823	691,170	183,852	875,022	41,225,004	
	前年度	(1,882)	(3,218,847)		(626,327)	(508,044)	(4,353,218)				(5,164,938)
		35		113,388	136,817	37,186	287,391	880,913	188,284	1,069,197	36,709,962
1,917	3,218,847	113,388	763,144	545,230	4,640,609	880,913	188,284	1,069,197	41,874,900		
比 較	(58)	(123,923)		(9,889)	(72,988)	(206,800)				(167,992)	
	0		1,932	△ 3,045	2,527	1,414	△ 189,743	△ 4,432	△ 194,175	△ 817,888	
58	123,923	1,932	6,844	75,515	208,214	△ 189,743	△ 4,432	△ 194,175	△ 649,896		

\*一般職職員1人当たり給与費の状況(全会計)

区分	1人当たり給与費
本年度	7,481 千円
前年度	7,523 千円

給料及び職員手当の合計額を一般職の職員数(短時間勤務職員を除く。)で除して得た額(特別職5人分の給与費70,471千円,短時間勤務職員の給与費697,619千円,一般職の退職手当1,557,381千円を除く。)

(参考)

\*一般職職員1人当たり給与月額(全会計)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
令和3年1月1日	円 311,082	円 440,383	41歳 7月
令和2年1月1日	円 310,445	円 439,746	41歳 7月

平均給与月額とは、平均給料月額に月々支払われる職員手当(期末勤勉手当,退職手当,寒冷地手当を除く。)の平均支給額を合算したものをいいます。

- ・一般職員の一般会計及び総計の職員数には、藤沢市職員定数条例の定員の他に休職者等15人を含む。
- ・( )内は短時間勤務職員の数及び支給額

1. 一般職員（会計年度任用職員及び議員・委員等特別職除く、常勤の特別職含む。）

○ 給料 ----- 14,709,728 千円

・平均給料 (令和3年1月1日)

平均給料	平均年齢	平均勤続年数
311,082 円	41歳 7月	14年 9月

・初任給

区分	学歴	金額
一般職員	高校卒	160,400 円
	短大卒	176,100 円
	大学卒	192,300 円

○ 職員手当 ----- 15,196,957 千円

(職員手当の内訳)

(1) 初任給調整手当 ----- 568,476 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第6条の規定により月額320,000円を超えない範囲内で医師等に支給する。

対象職員	179 人		
医師	159 人	月額	320,000 円以内
助産師	20 人	月額	2,000 円

(2) 扶養手当 ----- 442,257 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第7条の規定により扶養親族のある職員に対し、支給する。

対象者	支給額（月額）	対象人員
配偶者	7,800 円	802 人
子	11,200 円	2,444 人
父母等	7,800 円	68 人

※ 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算

・ 扶養手当受給者数	1,543 人
・ 扶養親族数	3,314 人
・ 職員1人当たり平均扶養親族数	0.9 人

(3) 地域手当 ----- 2,100,840 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第8条の規定により民間の賃金水準、物価等を考慮して支給する。

一般職員	(給料+扶養手当) × 13% (医師にあつては16%)
管理職職員	(給料+扶養手当+管理職手当) × 13% (医師にあつては16%)

(4)時間外勤務手当 ----- 1,604,280 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第12条から第14条までの規定により正規の勤務時間を超えて勤務した場合等に支給する。

また、管理職職員には、藤沢市一般職員の給与に関する条例第16条の2の規定により管理職員特別勤務手当を支給する。

時間外勤務手当等支給単価

- ・ 勤務時間外の場合  
(給料及び地域手当の1時間当たりの単価) ×  $\frac{125}{100}$   $\left[ \begin{array}{l} \text{※60時間超} \\ \frac{150}{100} \end{array} \right]$
- ・ 休日及び週休日の場合  
(給料及び地域手当の1時間当たりの単価) ×  $\frac{135}{100}$   $\left[ \begin{array}{l} \text{※60時間超} \\ \text{週休日に} \\ \text{限る} \\ \frac{150}{100} \end{array} \right]$

なお、深夜(午後10時から午前5時まで)勤務の場合には、  
25  
それぞれに  $\frac{\quad}{100}$  を加算

- ・ 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と正規の勤務時間の合計が所定労働時間を超えない場合  
(給料及び地域手当の1時間当たりの単価) ×  $\frac{100}{100}$
- ・ 同一週を越える週休日の振替に係る時間外勤務手当  
(給料及び地域手当の1時間当たりの単価) ×  $\frac{25}{100}$   $\left[ \begin{array}{l} \text{※60時間超} \\ \frac{50}{100} \end{array} \right]$
- ・ 正規の勤務時間として深夜勤務をした場合  
(給料及び地域手当の1時間当たりの単価) ×  $\frac{25}{100}$

※〔 〕内の割合は、1か月につき時間外勤務が60時間を超える場合に適用

- ・ 一般職員1か月1人平均計上時間数 11.1 時間  
(病院及び消防職員を除く平均時間数 7.4 時間)

管理職員特別勤務手当支給額

- ・ 臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務  
1勤務につき 18,000 円以内
- ・ 臨時又は緊急の必要による平日午前0時から午前5時までの勤務  
1勤務につき 6,000 円以内

(5) 期末勤勉手当 ----- 6,820,061 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第17条から第19条までの規定により6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。

予算計上月数 4.45 月分 (ただし再任用職員については2.35月分)

(6) 管理職手当 ----- 720,256 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第11条の2の規定により管理職職員の職に応じ職務の級の最高号給の給料月額100分の25を超えない範囲内で定額により支給する。

対象職員 723 人

(7) 特殊勤務手当 ----- 412,197 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第10条の規定により職務の特殊性に応じて支給する。

(8) 通勤手当 ----- 296,069 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第9条の規定により交通機関を利用し又は交通用具を使用して通勤することを常例とする職員に対し、支給する。

・交通機関利用者 2,025 人  
経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の6か月の通勤に要する運賃等に相当する額を一括支給する。

・交通用具使用者 1,233 人  
使用距離区分に応じ月額31,900円以内の額を6か月分一括支給する。

(9) 宿日直手当 ----- 57,266 千円

藤沢市一般職員の給与に関する条例第16条の規定により宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する。

・宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員  
勤務1回につき 医師 9,000 円 医師以外 6,200 円

・半日直勤務を命ぜられた職員  
勤務1回につき 医師 4,500 円 医師以外 3,100 円

(10)退職手当 ----- 1,573,383 千円

---

藤沢市職員の退職手当に関する条例に基づき、退職した職員に支給する。

・定年退職予定者	56 人
・自己都合等退職見込者	144 人
計	200 人

(11)住居手当 ----- 601,872 千円

---

藤沢市一般職員の給与に関する条例第8条の2の規定により居住するための住宅を借り受けて家賃を支払っている職員及び所有する住宅に居住している職員に対し、月額 28,000 円を超えない範囲内で支給する。

○ 共済費 5,594,474 千円

地方公務員等共済組合法第113条（費用の負担）等の規定により市町村が費用を負担する。

・負担区分  
(一般職)

区 分	給 与 時		期 末 勤 勉 時	
	市町村負担	組合員掛金	市町村負担	組合員掛金
短期給付	42.0 1,000	42.0 1,000	42.0 1,000	42.0 1,000
長期給付	91.5 1,000	91.5 1,000	91.5 1,000	91.5 1,000
福祉事業	1.72 1,000	1.72 1,000	1.72 1,000	1.72 1,000
退職年金	7.5 1,000	7.5 1,000	7.5 1,000	7.5 1,000
経過的長期	0.1033 1,000		0.1033 1,000	
基礎年金	40.0 1,000		40.0 1,000	
短期調整	0.1 1,000		0.1 1,000	
公的負担	0.06 1,000		0.06 1,000	
追加費用	21.3 1,000			
計	204.2833 1,000	142.72 1,000	182.9833 1,000	142.72 1,000
事務費	月額 926円			

(40歳以上65歳未満の職員)

区 分	給 与 時		期 末 勤 勉 時	
	市町村負担	組合員掛金	市町村負担	組合員掛金
介護保険	8.35 1,000	8.35 1,000	8.35 1,000	8.35 1,000

## 2. 会計年度任用職員

○ 報酬 ----- 3,342,770 千円

短時間勤務の会計年度任用職員には、地方自治法第203条の2の規定により報酬を支給する。

・平均報酬 (令和3年1月1日)

平均報酬	平均年齢
139,781 円	54歳

・初任給 (代表的なもの)

職員区分	職種名	勤務形態		金額
		週	1日	
事務職員	事務補助員	5日	5時間45分	131,122円
	一般事務員	4日	7時間45分	155,578円
	保育士	4日	7時間45分	155,578円
技術職員	看護師	3日	7時間45分	160,482円
	保健師	4日	7時間45分	231,514円
技能労務職員	調理補助員(保育)	5日	5時間45分	123,661円
	調理業務員(保育)	4日	7時間45分	172,212円

基本報酬(平均報酬)や初任給には、地域手当(13%(医師にあつては16%))に相当する額が含まれる。

また、必要に応じて、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、特殊勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬を支給する。

○ 給料 ----- 115,320 千円

常勤の会計年度任用職員には、地方自治法第204条の規定により給料を支給する。

・平均給料 (令和3年1月1日)

平均給料	平均年齢
267,876 円	27歳 3月

・初任給

職員区分	職種名	金額
医師職員	研修医	277,200円
事務職員	病院救急救命士	170,500円

○ 職員手当 ----- 769,988 千円

(職員手当の内訳)

(1) 初任給調整手当 ----- 336 千円

常勤の会計年度任用職員として任用する医師について、月額1,000円を支給する。

対象職員 28人 月額 1,000円

(2) 地域手当 ----- 17,916 千円

常勤の会計年度任用職員に、藤沢市一般職員の給与に関する条例第8条の規定により民間の賃金水準、物価等を考慮して支給する。

常勤の会計年度任用職員 (給料) × 13% (医師にあつては16%)



(3) 期末手当 ----- 657,579 千円

常勤の会計年度任用職員及び短時間勤務の会計年度任用職員のうち1週間の勤務時間数が15時間30分以上である職員で、6か月以上の任用があり、かつ、6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。

予算計上月数 2.55 月分

(4) 時間外勤務手当 ----- 61,127 千円

常勤の会計年度任用職員に、藤沢市一般職員の給与に関する条例第12条から第14条までの規定により正規の勤務時間を超えて勤務した場合等に支給する。

(5) 特殊勤務手当 ----- 9,818 千円

常勤の会計年度任用職員に、藤沢市一般職員の給与に関する条例第10条の規定により職務の特殊性に応じて支給する。

(6) 通勤手当 ----- 2,232 千円

常勤の会計年度任用職員で、藤沢市一般職員の給与に関する条例第9条の規定により交通機関を利用し又は交通用具を使用して通勤することを常例とする職員に対し、支給する。なお、短時間勤務の会計年度任用職員に係る通勤費用は、費用弁償として支給する。

(7) 宿日直手当 ----- 12,420 千円

常勤の会計年度任用職員で、藤沢市一般職員の給与に関する条例第16条の規定により宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する。

- ・ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員  
勤務1回につき 医師 9,000 円 医師以外 6,200 円
- ・ 半日直勤務を命ぜられた職員  
勤務1回につき 医師 4,500 円 医師以外 3,100 円

(8) 退職手当 ----- 8,560 千円

常勤の会計年度任用職員で、藤沢市職員の退職手当に関する条例に基づき、退職した職員に支給する。

退職見込者 16 人

## ・ 社会保険の適用

常勤の会計年度任用職員及び短時間勤務の会計年度任用職員のうち一定の勤務条件を満たす職員については、厚生年金保険法等により、厚生年金保険及び健康保険の適用となり、同法により費用を負担する。

なお、常勤の会計年度任用職員については、再度の任用がされ、12か月を超えて引き続き任用されることとなった場合、地方公務員等共済組合法が適用され、同法により常勤の一般職員と同様の費用を負担する。

## ・ 労働保険の適用

労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員（調理業務員、環境収集作業員等）については労働者災害補償保険法が適用され、同法により費用を負担する。また、同法の適用とならない職員は、「藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例」の補償対象とする。

なお、常勤の会計年度任用職員については、社会保険と同様の条件により地方公務員災害補償法が適用され、常勤の一般職員と同様の費用を負担する。

### 3. 議員・委員等特別職

○ 報酬等

875,022 千円

藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例第2条並びに第5条及び、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第2条の規定に基づき、藤沢市議会議員に議員報酬及び期末手当を、その他の非常勤職員に報酬を支給する。

職 名	単 位	支 給 額
議 会 の 議 員	議 長	月 額 690,000 円
	副 議 長	月 額 610,000 円
	議 員	月 額 565,000 円

別 表

職 名	単 位	支 給 額
教 育 委 員 会 委 員	月 額	170,400 円
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された委員	月 額 170,400 円
	議員のうちから選任された委員	月 額 53,900 円
監 査 専 門 委 員	日 額	16,100 円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	委 員 長	月 額 64,200 円
	委 員	月 額 51,300 円
	補 充 員	日 額 14,300 円
農 業 委 員 会 委 員	会 長	月 額 64,200 円
	会 長 代 理	月 額 51,300 円
	委 員	月 額 38,600 円
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	月 額	38,600 円
公 平 委 員 会 委 員	委 員 長	日 額 16,100 円
	委 員	日 額 12,600 円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	委 員 長	日 額 16,100 円
	委 員	日 額 12,600 円
建 築 審 査 会 委 員	会 長	日 額 16,100 円
	委 員	日 額 12,600 円
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	会 長	日 額 16,100 円
	委 員	日 額 12,600 円

職 名	単 位	支 給 額
投票所の投票管理者	日 額	17,500円を超えない範囲内で藤沢市選挙管理委員会が定める額
期日前投票所の投票管理者	日 額	15,500円を超えない範囲内で藤沢市選挙管理委員会が定める額
開 票 管 理 者	1回の選挙につき	17,500 円
選 挙 長	日 額	17,500 円
投票所の投票立会人	日 額	14,300円を超えない範囲内で藤沢市選挙管理委員会が定める額
期日前投票所の投票立会人	日 額	12,700円を超えない範囲内で藤沢市選挙管理委員会が定める額
開 票 立 会 人	1回の選挙につき	14,300 円
選 挙 立 会 人	1回の選挙につき	14,300 円

以上のほか、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則により、非常勤職員に報酬を支給する。

・参考（常勤の特別職職員）

職	単 位	条例上の規定額	削減後支給額
市 長	月 額	1,064,000円	851,200円
副 市 長	月 額	893,000円	803,700円
教 育 長	月 額	766,000円	727,700円
監 査 委 員	月 額	690,000円	—

令和3年度職員定数等資料

1. 定数と職員数内訳

・ 条例定数 3,729人

令和3年4月1日現在 (単位:人)

定数	令和2年度	令和3年度	増減数
常時勤務職員	3,652	3,672	20 (内訳は下表のとおり)

【参考 定数外の職員】

短時間勤務職員	248	232	△ 16
会計年度任用職員	1,917	1,975	58

※ 常時勤務職員には、任期の定めのない常勤職員のほか再任用職員・任期付職員（共にフルタイム）を含む。

※ 短時間勤務職員の内訳は、再任用職員・任期付職員（共に短時間勤務）。

※ 会計年度任用職員は、非常勤の職に位置付けられることから定数外の職員となる。

2. 定数の増減理由

(単位:人)

区分	増減	増減理由	人数
市長部局の職員	一般職員	組織改正・業務移管等による減	△ 84
		スマート自治体, ITガバナンス関連業務の移管に伴う減	△ 4
		地域医療推進業務の移管に伴う減	△ 2
		国民健康保険保健事業の移管に伴う減	△ 5
		衛生施設, 戦没者関連業務の移管に伴う減	△ 5
		高齢者いきいき交流事業の移管に伴う減	△ 2
		医療費給付業務の移管に伴う減	△ 3
		在宅福祉サービス, 基幹型包括支援センター関連業務, 高齢者保健福祉計画に関する業務の移管に伴う減	△ 22
		保健所総括業務の移管に伴う減	△ 1
		子どもの健康管理, 乳幼児等の予防接種業務の移管に伴う減	△ 33
		ロボット未来社会推進に係る業務の移管に伴う減	△ 1
		シティプロモーション業務の移管に伴う減	△ 3
		組織再編に伴う減	△ 3
		組織改正・業務移管等による増	84
		スマート自治体, ITガバナンス関連業務の移管に伴う増	4
		地域医療推進業務の移管に伴う増	2
		国民健康保険保健事業の移管に伴う増	5
		衛生施設, 戦没者関連業務の移管に伴う増	5
		高齢者いきいき交流事業の移管に伴う増	2
		医療費給付業務の移管に伴う増	3
在宅福祉サービス, 基幹型包括支援センター関連業務, 高齢者保健福祉計画に関する業務の移管に伴う増	22		
保健所総括業務の移管に伴う増	1		
子どもの健康管理, 乳幼児等の予防接種業務の移管に伴う増	33		
ロボット未来社会推進に係る業務の移管に伴う増	1		
シティプロモーション業務の移管に伴う増	3		
組織再編に伴う増	3		
業務見直しによる減	△ 17		
国勢調査業務の進捗に伴う減	△ 2		
介護保険課の窓口業務委託に伴う減	△ 5		

市長部局の職員	一般職員		保険年金課の窓口業務委託に伴う減		△ 8	
			地域福祉計画等改定業務の進捗に伴う減		△ 1	
			柄沢保育園の段階的な縮小に伴う減		△ 1	
			業務増への対応	35		
			会計年度任用職員任用等関連業務増への対応に伴う増		2	
			S D G s 推進業務への対応に伴う増		1	
			デジタル市役所, スマートシティ関連業務への対応に伴う増		3	
			マイナンバーカード北部窓口の開設に伴う増		3	
			福祉推進体制の充実に伴う増		1	
			生活保護受給世帯数の増加への対応に伴う増		1	
			新型コロナウイルス感染症対応に伴う増		7	
			健康医療推進体制の充実に伴う増		3	
			高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への対応に伴う増		1	
			子ども家庭総合支援拠点業務への対応に伴う増		1	
			保育施設の増加に伴う各種業務増への対応に伴う増		3	
		藤が岡保育園の定員拡大に伴う増		5		
		病児保育事業への対応に伴う増		2		
		ふれあい収集業務増への対応に伴う増		2		
	市民病院職員	2		組織改正・業務移管等による減	△ 3	
				病院経営に関する業務の移管に伴う減		△ 3
			組織改正・業務移管等による増	3		
			病院経営に関する業務の移管に伴う増		3	
			業務増への対応	2		
			看護体制の充実に向けた増		1	
			医療技術部門体制の充実に向けた増		1	
教育委員会事務局 その他教育機関の職員	0		業務見直しによる減	△ 2		
			八ヶ岳野外体験教室の執行体制の見直しに伴う減		△ 1	
			学校給食業務における食数減少に伴う減		△ 1	
			業務増への対応	2		
			G I G A スクール構想業務への対応に伴う増		1	
			スクールロイヤー配置に伴う増		1	
合計	20					